

## 防犯パトロールの心得等について

### 1 活動の目的

皆様が、登下校時間帯に合わせてのパトロールや、買い物、散歩、犬の散歩、自宅周辺などでパトロールを行うことにより、地域の安全確保に貢献することを目的とするものです。

### 2 パトロールの心得

- (1) パトロールは必ず複数で、市が支給する腕章を着用し実施してください。
- (2) 地域での声かけを心掛けてください。
- (3) 身体には十分に注意し、無理をしないようにしてください。
- (4) 犯罪等を目撃した場合、直ちに警察（110番）に通報してください。  
(無理な追跡や対処をしないで下さい。)

### 3 活動団体の登録

安心安全まちづくり講習会を受講された方がリーダーとなっただき地域と一緒にパトロールできる方を届け出てください。（ご報告をいただいた人数分の腕章をお渡しします。）

安心安全まちづくり講習会は、毎年2回春季と秋季に市内6地域で開催しています。申込みは「市報すいた」をご覧ください。下記までお問い合わせください。

### 4 内容等の変更がある場合

防犯パトロール活動内容についての変更がある場合は内容変更届をご提出ください。

### 5 パトロール中の事故対応

- (1) 市では、万が一の事故に備え参加者のためにボランティア保険に加入します。
- (2) パトロール中に発生した事故は、速やかに事故内容を安心安全室に連絡してください。

お問い合わせ先  
吹田市役所 総務部 危機管理室  
電話 06 (6384) 1231  
内線 2134・2135